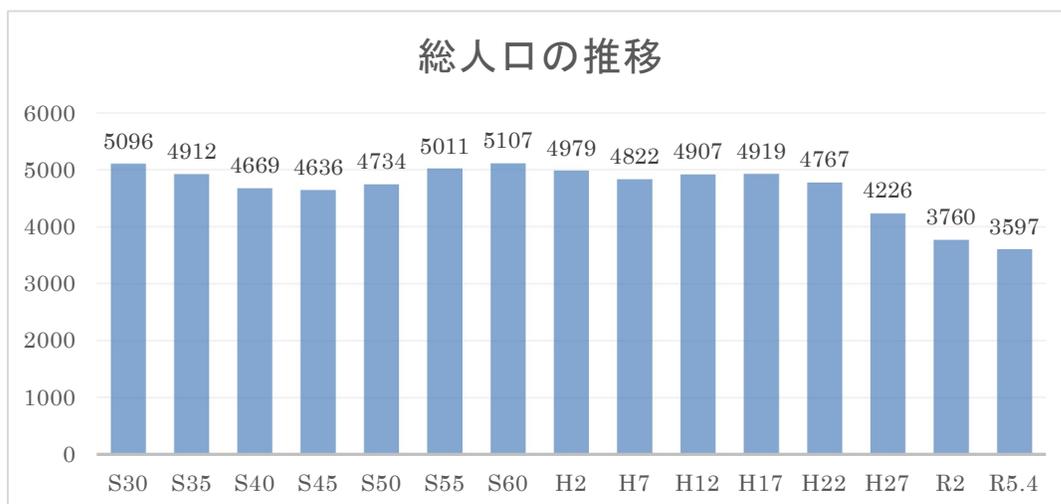


導入促進基本計画

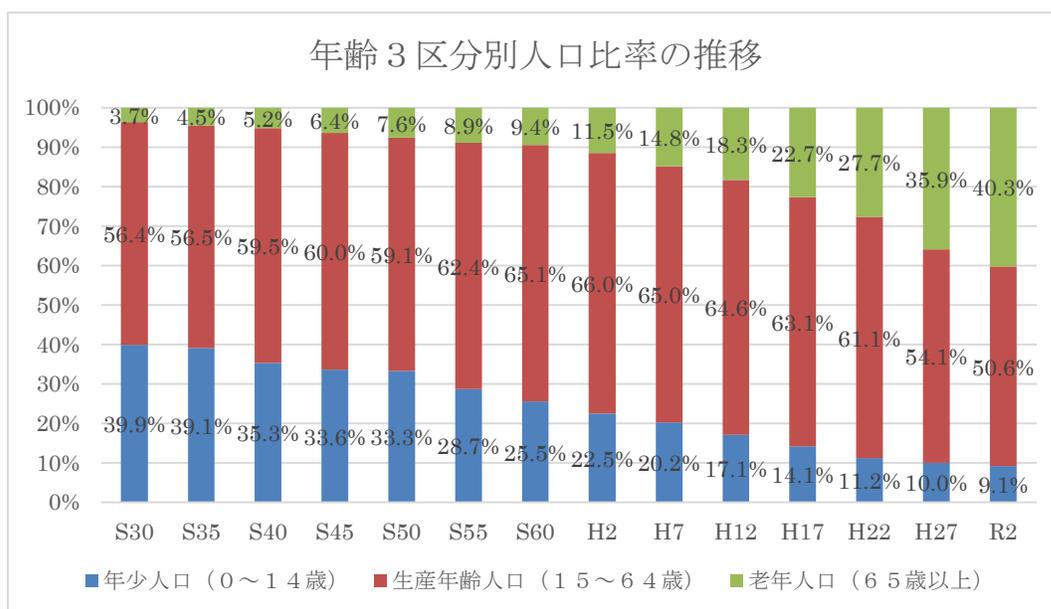
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

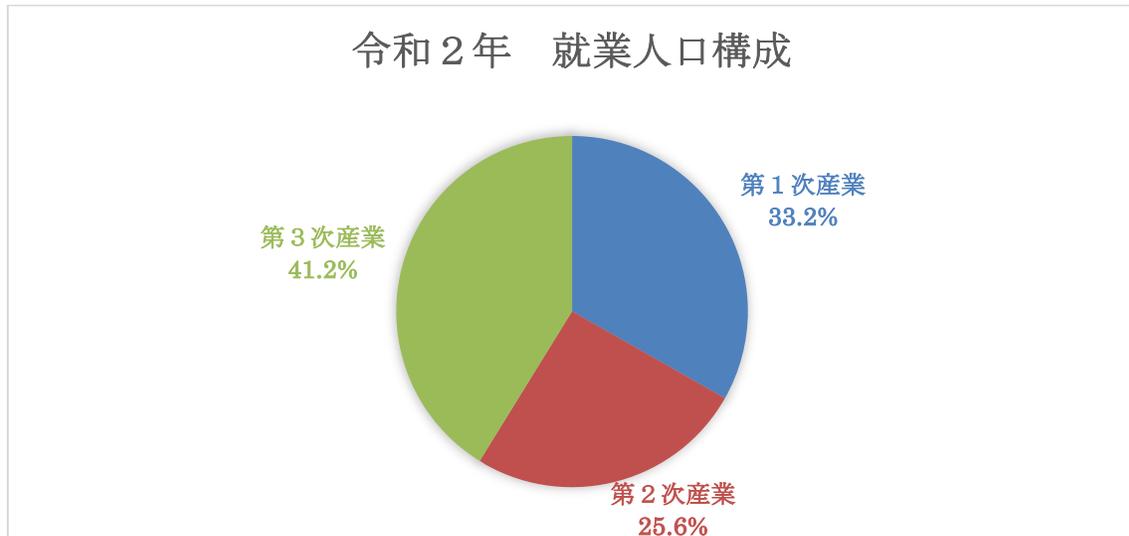
鹿部町の人口は、国勢調査の結果によると昭和60年の5,107人をピークに、その後、穏やかに減少を続け、令和2年には3,760人となっている。令和5年4月末現在の住民基本台帳では、3,597人まで減少している。



また、国勢調査の結果に基づく年齢3区分別に見ても、生産年齢人口の減少は全国と同様の傾向で、昭和60年に3,326人であった生産年齢人口は、令和2年には1,901人となり、将来的に老年人口が生産年齢人口を上回る可能性がある。



令和2年の就業人口構成を見ると、第1次産業は605人(33.2%)、第2次産業は466人(25.6%)、第3次産業は751人(41.2%)となっており、平成27年と令和2年の第1次産業に関する就業人口減少率が20%を上回る状況から、就業人口の減少による産業の衰退が顕著である。



基幹産業は水産業で、町内には大小3つの漁港があり、ホタテやスケトウダラをはじめ、コンブ、ナマコ、タコ、イカ、ウニなどが水揚げされる。また、水産加工業も盛んで、たらこをはじめ多くの水産加工品を出荷し発展してきた。

町ではこれまで、小規模企業をはじめとする多くの中小企業がそれぞれの事業活動を通じて地域経済を牽引し、地域社会の担い手としてまちづくりにも貢献してきた。

しかし、近年では、少子化や都市圏への人口流出に伴う人材不足や後継者不足が深刻な状況となっていることから、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人材不足に対応した企業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

町では、平成28年に「鹿部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策を講じるうえで欠かすことのできない「稼ぐ力」、「集める力」、「魅力」、「守る力」の4つの「力」を高めることを基本目標に掲げて、地域が一体となって取り組んでいる。また、地域産業の活性化においては、次世代を担う人材が育ち、働く環境が向上するよう支援を図っている。

さらに、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町の産業は、基幹産業である水産業をはじめ、関連する製造業やサービス業等多岐に渡り、多様な業種が町内の経済や雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象となる地域は、町内の全ての中小企業者による幅広い取組みを促すため、町内における全ての地域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象となる業種及び事業について、中小企業者による幅広い取組みを促すため、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月22日から令和7年6月21日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。